

再審請求事件の棄却理由(高・地・簡裁総数)(平成30年)

(A) 棄却理由の内訳

棄 却			総 数	173
棄 却 理 由	手 続 違 反	方 式 違 反 (刑 訴 法 446 条 前 段)	請 求 権 な し	4
			管 轄 違 い	2
			刑 訴 規 則 283 条 違 反	49
	再 理 由 請 求 し	請 求 権 消 滅 後 の 請 求 (刑 訴 法 446 条 後 段)	刑 訴 法 443 条 2 項 違 反	-
			刑 訴 法 447 条 2 項 違 反	13
	再 理 由 請 求 し	刑 訴 法 435 条 の 理 由 な し		123
		刑 訴 法 436 条 1 項 の 理 由 な し		-
そ の 他		2		

(B) 刑訴法435条の理由なしとされたものの内訳

棄 却			数	123
棄 却 理 由	刑 訴 法 435 条 6 号 の 理 由 な し と さ れ た も の	主 張 自 体 失 当	9	
		主 張 事 実 の 証 明 な し	79	
		う ち 明 白 性 な し	63	
		う ち 新 規 性 な し	52	
	刑 訴 法 435 条 1 ~ 4 号、7 号 の 理 由 な し と さ れ た も の	主 張 自 体 失 当	9	
		確 定 裁 判 の な い も の	34	
再 審 理 由 の 主 張 が な い と さ れ た も の			12	

- (注) 1 実人員である。
 2 棄却理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。
 3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

再審請求事件の棄却理由(高・地・簡裁総数)(令和元年)

(A) 棄却理由の内訳

棄 却			総 数	183
棄 却 理 由	手 続 違 反	方 式 違 反 (刑 訴 法 446 条 前 段)	請 求 権 な し	5
			管 轄 違 い	1
			刑 訴 規 則 283 条 違 反	56
	再 理 審 由 請 求 し	請 求 権 消 滅 後 の 請 求 (刑 訴 法 446 条 後 段)	刑 訴 法 443 条 2 項 違 反	-
			刑 訴 法 447 条 2 項 違 反	19
	再 理 審 由 請 求 し	刑 訴 法 435 条 の 理 由 な し		116
		刑 訴 法 436 条 1 項 の 理 由 な し		7
そ の 他		9		

(B) 刑訴法435条の理由なしとされたものの内訳

棄 却			数	116
棄 却 理 由	刑 訴 法 435 条 6 号 の 理 由 な し と さ れ た も の	主 張 自 体 失 当	7	
		主 張 事 実 の 証 明 な し	92	
		う ち 明 白 性 な し	79	
		う ち 新 規 性 な し	64	
	刑 訴 法 435 条 1 ~ 4 号、7 号 の 理 由 な し と さ れ た も の	主 張 自 体 失 当	3	
		確 定 裁 判 の な い も の	27	
再 審 理 由 の 主 張 が な い と さ れ た も の			3	

- (注) 1 実人員である。
 2 棄却理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。
 3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

再審請求事件の棄却理由(高・地・簡裁総数)(令和2年)

(A) 棄却理由の内訳

棄 却			総 数	153
棄 却 理 由	手 続 違 反	方 式 違 反 (刑 訴 法 446 条 前 段)	請 求 権 な し	-
			管 轄 違 い	1
			刑 訴 規 則 283 条 違 反	53
	再 理 審 由 請 求 し	請 求 権 消 滅 後 の 請 求 (刑 訴 法 446 条 後 段)	刑 訴 法 443 条 2 項 違 反	-
			刑 訴 法 447 条 2 項 違 反	8
	再 理 審 由 請 求 し	刑 訴 法 435 条 の 理 由 な し		102
		刑 訴 法 436 条 1 項 の 理 由 な し		3
そ の 他		4		

(B) 刑訴法435条の理由なしとされたものの内訳

棄 却			数	102
棄 却 理 由	刑 訴 法 435 条 6 号 の 理 由 な し と さ れ た も の	主 張 自 体 失 当	11	
		主 張 事 実 の 証 明 な し	68	
		う ち 明 白 性 な し	66	
		う ち 新 規 性 な し	45	
	刑 訴 法 435 条 1 ~ 4 号、7 号 の 理 由 な し と さ れ た も の	主 張 自 体 失 当	3	
		確 定 裁 判 の な い も の	26	
再 審 理 由 の 主 張 が な い と さ れ た も の			12	

- (注) 1 実人員である。
 2 棄却理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。
 3 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。